



# 羽の情報便

## 税金の納付方法と還付金

税金の納税にはさまざまな方法があるのをご存知ですか？

### ■振替納税

申告所得税と個人事業者の消費税および地方消費税については、振替納税が利用できます。あらかじめ、納期限までに預貯金先の金融機関または税務署に口座振替依頼書を提出します。

- ・口座振替依頼書は、国税庁のホームページからもダウンロードできます。また、金融機関や税務署にも用紙が準備されています。
- ・振替納税は税目ごとに手続きが必要ですのでご注意ください。
- ・一度手続きを行うと、同一税目については、次回以降も振替納税となります。
- ・確定申告分の振替納税は、申告時期までに申告書を提出した場合に限り利用できます。

### ■現金納付

1) 金融機関または所轄の税務署で納付する場合

現金に納付書を添えて、金融機関または所轄の税務署の納税窓口で納付します。

2) コンビニで納付する場合

コンビニ納付には、バーコード付納付書が必要です。現金にバーコード付納付書を添えてコンビニで納付します。バーコード付納付書は、納付金額が30万円以下で、一定の場合に所轄の税務署から発行されます。

- ・申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知書のお知らせはありません。
- ・納付書は、源泉所得税とその他の税目(一般用)では、様式が違います。

### ■延納・物納

相続税や贈与税には、期限までに金額を金銭納付が困難かつ一定の要件を満たす場合の「延納制度」があります。更に相続税は、延納によっても金銭納付が困難かつ一定の要件を満たす場合の「物納制度」もあります。

### ■還付金の受取方法

確定申告書に本人名義の預貯金口座を記入します。指定した金融機関の預貯金口座に還付金が直接振り込まれます。振込み先に指定できる口座は、銀行、信用金庫、労働金庫、農協、漁協、ゆうちょ銀行です。インターネット銀行については、特定の銀行を除いて利用できません。その他、ゆうちょ銀行各店舗または郵便局の窓口での受け取り方法もあります。



## 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!  
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。  
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

# お客様からのQ & A

運送会社ですが、従業員が配送中に駐車違反をとられ、交通反則金が科せられました。これを全額会社で負担することにしました。このとき、この交通反則金は経理上どのように取り扱われるでしょうか。

法人が役員や従業員に対して課された罰金等を支払った場合には、その罰金等が業務遂行に関連するものであれば損金不算入、そうで無い場合には給与として取り扱われることとなります。

業務時間内の仕事での駐車違反ということで、従業員のモチベーション低下を防ぐ意味でも会社負担とされる場合も多いかと思えます。

今回の場合、従業員の業務中にかかる罰金ですから、会社の所得金額の計算上、損金不算入となります。もし、業務とは関係ないまったくの個人的なものだった場合は、当然、その人に対する給与として取り扱われ、源泉徴収の対象になります。



## 税金まめ知識（第21回）法人税（利益と所得は同じでない）

法人税とは、毎年の「所得」に対する税金です。所得とは簡単にいうと「儲け」のことです。決算書などを扱う会計の世界では、「儲け」のことを「利益」と呼びますが、税の世界では「所得」と呼びます。

法人税は、法人の「所得」に対して課税される税金ですので、所得がなければ税金はタダということになります。従って、赤字だった会社は、法人税のことを心配しなくても良いのですが、儲かると課税の対象となる所得の金額が大きくなるため、税金も増えていく仕組みになっています。

法人税のように、課税の対象となるものを具体的に金額や数量で表したものを**課税標準**と呼びます。つまり法人税の課税標準は所得であるといえます。

通常、会計上の利益と法人税の所得は完全に一致するものではありません。つまり、会計上の利益は、利益(売上高)から費用を引いて計算されますが、法人税を計算する場合は、益金から損金を引いて計算されます。

会社は、利益も所得も両方計算しなければならぬの？という素朴な疑問が沸きますが、会社が決算書をつくるときに計算した毎期の利益に基づいた所得をベースに計算します。

### ■法人税の計算方法

$$\text{課税所得} \times \text{税率} = \text{法人税額}$$

資本金1億円超の法人 ⇒ 30%

資本金1億円以下の法人  
年800万円超の所得 ⇒ 30%  
年800万円以下の所得 ⇒ 22%



## 3月の税務カレンダー

3月10日（火）

2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月16日（月）

20年分所得税の確定申告の申告  
個人の道府県民税・市町村民税・事業税及び事業所税の申告  
所得税確定損失申告書の提出期限  
確定申告税額の延納の届出書の提出



3月31日（火）

1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉

7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉

個人事業者の20年分の消費税・地方消費税の確定申告



## 毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット!～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。  
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

### 成功事例9) : 書店 (年間 21.5%の削減)

合理化前		合理化後	
年間の電気料	2,843,861円/年	年間の電気料	2,231,801円/年

年間の電気料金削減金額 1年間で 612,060円 10年間で 6,120,600円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。  
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



似ているけれど・・・違いは何？



#### ■「国会議員」と「代議士」

衆議院議員と参議院議員の総称を「国会議員」といいます。「代議士」は衆議院議員のみの総称です。

#### ■「快晴」と「晴れ」

雲の覆っている割合（量）で区別されます。雲が0-10%は「快晴」、20-80%で「晴れ」、90%以上で「曇り」となります。

#### ■「羽毛布団」と「羽根布団」

ダウン（胸毛）とフェザー（羽）の混率によって呼称が異なります。ダウンの使用率が50%を超えるものを「羽毛布団」と呼び、50%未満のものを「羽根布団」と呼びます。

#### ■「被告」と「被告人」

「被告」とは、民事訴訟・行政訴訟に限定して使われる用語で、「被告人」は、刑事裁判で使われる用語です。

#### ■「冰山」と「流水」

「冰山」は雪が凍ってきたもので、融けると真水になります。一方、「流水」は、海の水でできていますので融けると塩水になります。

#### ■「ところ天」と「寒天」

「ところ天」は海藻に水を加え煮汁を固めたもので、「寒天」は、ところ天を更に脱水して乾燥させたものを言います。



# 今月のコラム

いよいよ三月、気象庁からも桜の開花予想が発表されました。東京都心のソメイヨシノの開花予想は、三月二十一日で平年より七日、昨年より一日早いそうです。一昔前は、桜といえば四月の入学式の定番でしたが、今や入学式はほとんど葉桜になっています。

この開花予想は、その年の二月二日からの積算気温というものから出しているそうです。ですから二月から三月にどのくらい暖かい日があったかで左右されると聞きました。

ただ、暖かければ早いのかというところが単純ではなくて、桜は、夏頃に翌春咲く花のもととなる花芽(かが)を形成し、休眠に入ります。秋はもう寝ているのですね。。。

花芽は冬の寒く低い低温に一定期間されされることによって休眠から覚めるそうです。ですから中途半端に暖冬だとなかなか起きてくられず、眠ったままになって逆に開花が遅れる原因になるそうです。なんか理科の授業のようになりましたが、人間と同じで複雑怪奇ですね。

今年も当社は、お客様の確定申告への伝票の山と奮闘中です。確定申告の時期が終わって楽しいお花見をしている夢を見ながら今日も明日も明後日も頑張ります。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～  
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

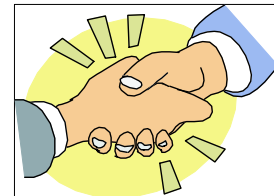
### ◆伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～

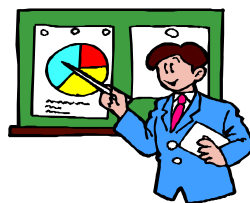
※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け

※ 試算表作成(ご希望の方)

※ 決算報告書の作成



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp



確定申告は期限内に  
お忘れなく！

